

平成31年3月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、平成30年度3月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第75号 農地法第3条許可申請書審議について (9件)
議案第76号 農地法第5条許可申請書審議について (8件)
議案第77号 農用地利用集積計画審議について (73件)
議案第78号 非農地証明願出書審議について (1件)
議案第79号 荒廃農地に係る非農地判断審議について (19件)
議案第80号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について

〈 出席委員 〉(19人)

- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 田原 嘉治 | 3番 楠 眞憲 |
| 4番 重水 賢治 | 5番 日高 格一 | 6番 池田 澄弘 |
| 7番 野元 政博 | 8番 横山 義晴 | 9番 迫 千穂子 |
| 10番 末永 義弘 | 11番 馬場 五男 | 12番 久木田 洋子 |
| 13番 東 芳男 | 14番 今村 壽久 | 15番 山口 義廣 |
| 16番 奥 和俊 | 17番 濱村 義美 | 18番 池畑 正治 |
| 19番 今屋 政市 | | |

〈 欠席委員 〉(0人)

〈 推進委員出席者 〉

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 20番 南 宏機 | 21番 <欠員> | 22番 東峯 満 | 23番 松崎 秀樹 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧間 隆男 | 27番 山下 浩二 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 有馬 修一 | 31番 上野 勉 |
| 32番 肥後 博 | 33番 西園 賢一郎 | 34番 永野 彰一 | |

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 事務局長 | 恒吉 和正 | 次長兼農業振興係長 | 當寺ヶ盛 喬 |
| 農地調整係長 | 元山 敏志 | 農業振興係 | 内 智富美 |
| 農地調整係 | 尾之江 毅斉 | | |

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、平成30年度3月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、9番「迫 千穂子」委員と、10番「末永 義弘」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、議案第75号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁から2頁をご覧ください。9件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,678㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は24,092㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,323㎡、作物は果樹です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,244㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は59,347㎡、作物はねぎです。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,573㎡、作物はオリーブです。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は391㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は290㎡、作物は野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は19,910㎡、作物は野菜です。
以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
3番 議案第75号の番号1について報告いたします。
平成31年3月25日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第75号の番号2について報告いたします。
平成31年3月25日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第75号の番号3について報告いたします。

平成31年3月19日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第75号の番号4について報告いたします。

平成31年3月19日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第75号の番号5について報告いたします。

平成31年3月21日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第75号の番号6について報告いたします。

平成31年3月23日、私と副の南委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第75号の番号7について報告いたします。

平成31年3月21日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第75号の番号8について報告いたします。

平成31年3月19日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第75号の番号9について報告いたします。

平成31年3月21日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第75号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第75号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第76号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の17頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号2、番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、砂採取場、権利種別は賃借権設定です。

番号6の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号5は、一時的な利用に供する一時転用です。砂利採取法の認可と同時許可になります。

また、農地以外の隣接地と一体利用する番号1の事業計画全体面積は1,162㎡、番号2の事業計画全体面積は328㎡、番号5の事業計画全体面積は23,898㎡、番号8の事業計画全体面積は814.78㎡です。

一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている番号3の理由について、車の乗り入れや駐車スペース確保のため必要であることから今回の申請面積となったものです。

番号8は、転用済みのため、始末書が付いています。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第76号の番号1について報告いたします。

平成31年3月25日、私と副の今屋委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、吹上支所から約270mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第76号の番号2について報告いたします。

平成31年3月23日、私と副の南委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第76号の番号3について報告いたします。

平成31年3月22日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日吉支所から約460mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第76号の番号4について報告いたします。

平成31年3月22日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第76号の番号5について報告いたします。

平成31年3月23日、私と副の濱村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第76号の番号6について報告いたします。

平成31年3月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第76号の番号7について報告いたします。

平成31年3月19日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第76号の番号8について報告いたします。

平成31年3月19日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第76号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第76号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第77号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 奥委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

16番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 27頁の番号1から番号3です。貸借です。

面積について、田は1,580㎡、畑はなし、計1,580㎡、うち再設定面積は1,580㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第77号農用地利用集積計画審議の奥委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第77号農用地利用集積計画審議の奥委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

奥委員に着席の連絡をしてください。

16番 [着席]

会長 次に、山口委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

15番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 30頁の番号13から番号15です。貸借です。

面積について、田は3,939㎡、畑は1,067㎡、計5,006㎡、うち再設定面積は1,0

67㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第77号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第77号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 [着席]

会長 次に、迫委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

9番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号23です。貸借です。

これにつきましては、迫委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は2,077㎡、畑はなし、計2,077㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第77号農用地利用集積計画審議の迫委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第77号農用地利用集積計画審議の迫委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

迫委員に着席の連絡をしてください。

9番 [着席]

会長 次に、東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の番号33です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は2,607㎡、計2,607㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第77号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画

案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第77号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、濱村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の番号34から35頁の番号39です。貸借です。

これにつきましては、濱村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。面積について、田は769㎡、畑は3,051㎡、計3,820㎡、うち再設定面積は478㎡、利用権設定件数は6件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第77号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第77号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

濱村委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の26頁です。

面積について、田は656㎡、畑は4,740㎡、計5,396㎡、利用権設定件数は3件です。次に貸借について説明いたします。資料の27頁から38頁です。

面積について、田は21,864㎡、畑36,352㎡、計58,216㎡、うち再設定面積は28,625㎡、利用権設定件数は45件、うち再設定件数は20件です。

その他、農地中間管理機構分について説明いたします。

資料の39頁から41頁です。

伊集院分として、面積について、田はなし、畑は3,330㎡、計3,330㎡、利用権設定件数は2件です。

日吉分として、面積について、田はなし、畑は7,189㎡、計7,189㎡、利用権設定件数は2件です。

吹上分として、面積について、田はなし、畑は7,806㎡、計7,806㎡、利用権設定件数は7件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第77号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第77号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第5、議案第78号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の42頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

15番 議案第78号の番号1について報告いたします。

平成31年3月19日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第78号非農地証明願出書審議の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第78号非農地証明願出書審議の案件について、非農地として証明することに決定しました。

次に、日程第6、議案第79号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の44頁をご覧ください。

申出分で、田17筆11, 586㎡、畑2筆1, 510㎡、計19筆13, 096㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第79号荒廃農地に係る非農地判断審議のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第79号荒廃農地に係る非農地判断審議のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

次に、日程第7、議案第80号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議を議題

といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の45頁をご覧ください。

農地法第3条の許可申請を審議する際には、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後の経営面積が一定以下の場合には原則不許可となっております。

その面積について、農地法では、北海道で2ヘクタール、都府県で50アールと定められているところですが、農業委員会で基準に従い、市町村の区域について、これらの面積の範囲内で別段の面積を別に定めることもできるとなっております。

本市では、平成29年度4月総会で承認され、平成29年5月1日から下限面積の別段面積を農用地区域内農地は20アール、農用地区域外農地は1アールとして適用しているところです。

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないので、変更しないものとして提案するものでございます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第80号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について提案どおり設定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第80号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について提案どおり設定することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 平成30年度3月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

9 番 (印)

10番 (印)